

## 小田原市久野霊園条例の一部改正等に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市久野霊園条例の一部改正等
政策等の案の公表の日	令和4年10月3日（月）
意見提出期間	令和4年10月3日（月）から同年11月1日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、みどり公園課窓口、久野霊園管理事務所）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	6件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他（質問など）	6

〈具体的な内容〉

(1) 条例、規則に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	区画墓地から合葬式墓地にしようとする場合、区画墓地の使用料とは別に合葬式墓地の使用料を全額支払うのか。	D	区画墓地から変更する場合、合葬式墓地の使用料（全額）を徴収します。
2	許可時点で管理料の減免の対象となった者は、その後に資力が生じたとしても管理料の徴収はしないのか。	D	許可時点で減免が決定した管理料について、後に資力が生じたことを理由に改めて徴収することはありません。
3	焼骨を埋蔵することなく使用許可を受けた日から3年を過ぎた後に、合葬式墓地を使用する必要がなくなった旨を届け出たときや使用の許可が取り消された場合は、以降の管理を行わないので、管理料を還付すべき。	D	管理料については使用許可を行う際に使用料と併せて一括で徴収することを予定しており、使用許可から3年が経過した後は、焼骨を埋蔵していない場合であっても、管理料を還付することはできません。
4	埋蔵する焼骨の容器の大きさが定められた基準の範囲であれば、2つ以上の焼骨でも埋蔵できるか。	D	1つの容器に埋蔵できる焼骨は1体です。

(2) パブリックコメントに関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	合葬式墓地の使用料と管理料を示したうえで、パブリックコメントを行うべき。	D	小田原市意見公募手続条例第4条第10号の規定により、納付すべき金銭について定める条例については、パブリックコメントを行っていません。

2	結果の公表時期が令和5年4月となっているが、4月に条例を施行するのであれば、条例改正を議会に提案するよりも前に結果を公表してほしい。	D	ホームページの記載が誤っていたので修正しました。
---	--	---	--------------------------